六　連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　債権（別紙様式第六号㈠中の貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合における当該有価証券（使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1)～(4)　（略）

ニ　共済金等の支払能力の充実の状況（法第百五条第一項において準用する法第十五条の三各号に掲げる額に係る細目として別表第六に掲げる額を含む。）

ホ～ト　（略）

チ　会計監査人設置組合にあっては、法第百五条第三項において読み替えて準用する法第四十一条の二第三項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

七　（略）

２　法第百五条第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第一項の農林水産省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

一・二　（略）

第二百八条　法第百五条第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～四　（略）

第二百九条　連合会は、法第百五条第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該連合会の事業年度経過後五月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

２～４　（略）

第十節　解散、合併及び清算

（組合の解散の届出）

第二百九条の二　組合は、法第六十八条第四項の規定による届出（同条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）をしようとするときは、届出書に、同条第一項第一号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を、その他の場合にあっては解散の登記にかかる登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（事業を廃止していない旨の届出）

第二百九条の三　法第六十八条の二第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面でしなければならない。

２　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、組合の代表理事又は代理人が記名押印しなければならない。

一　当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所

二　代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所

三　まだ事業を廃止していない旨

四　届出の年月日

六　連合会の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ　（略）

ハ　債権（別紙様式第五号㈠中の貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合における当該有価証券（使用貸借契約又は賃貸借契約によるものに限る。）をいう。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1)～(4)　（略）

ニ　共済金等の支払能力の充実の状況（法第百条の八第一項において準用する法第十五条の三各号に掲げる額に係る細目として別表第六に掲げる額を含む。）

ホ～ト　（略）

（新設）

七　（略）

２　法第百条の八第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第一項の農林水産省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

一・二　（略）

第二百八条　法第百条の八第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～四　（略）

第二百九条　連合会は、法第百条の八第三項において読み替えて準用する法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該連合会の事業年度経過後五月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

２～４　（略）

第十節　合併等

（新規）

（新設）